

会計年度任用職員（職員課 障害のある方）登録案内

1 募集概要

障害のある方を対象に、会計年度任用職員の登録者を募集しています。

登録者の中から必要に応じて選考・面接を行い、各課へ配属します。なお、登録しても、希望する勤務条件に合う業務がない等の理由で、西東京市から連絡をしない場合がありますので、ご了承ください。

★会計年度任用職員とは

○1 会計年度（各年4月1日から翌年3月31日まで）内の任期を定めて任用される一般職の非常勤職員です。

○採用されてから1か月間の条件付き採用期間があり、その間の能力実証の結果が良好である場合、本採用となります（採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで条件付き採用期間を延長します）。

○任期終了後、以下の条件をすべて満たした場合、同一の職務内容と認められる職への公募によらない選考を受けることができます。

<条件>

- ・人事評価の特別評定の結果が「適」または定期評定の結果が「A以上」であること。
- ・欠勤等の日数及び回数が任期中の所定の勤務日数又は勤務時間の2分の1に達していないこと（詳細は「西東京市会計年度任用職員の任用等に関する規則」参照）。
- ・前年度及び当年度において懲戒処分を受けていないこと。

ただし、予算化されない等で選考がされない場合があります。

2 募集職名・業務内容

(1) 職名

事務補助員（障害のある方対象）

(2) 業務内容

各課の実施する事業における事務補助及び軽作業等

- ・パソコンによる文書作成、データ処理、システムへのデータ入力
- ・印刷物への押印や封入作業
- ・資料整理、郵便物の仕分け
- ・文書・消耗品等の廃棄 等

※本人の適性によって業務内容が変わる場合があります。

3 受験資格

次の(1)～(3)いずれかの障害者要件に該当する方

- (1) 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている方
- (2) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障害者であると判定された方
- (3) 精神保健福祉法第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方は登録できません

【参考】地方公務員法第16条

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 西東京市において懲戒免職の処分を受け、その日から2年を経過しない人
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 登録申込方法

会計年度任用職員の登録は、年間を通して随時受け付けています。登録期間は、「登録日（年度をまたぐ場合は4月1日）」から別添「登録申込書」の勤務条件欄に記載いただく「勤務開始可能日の属する年度の末日（3月31日）」までです。

申込方法	持参または郵送 ※書留以外で郵送した場合の事故について、本市では一切の責任を負いません。
申込場所（持参）	総務部職員課（西東京市役所田無庁舎5階） 午前8時30分から午後5時15分まで（土日、祝日、年末年始を除く）
必要書類	①市所定の履歴書（顔写真を貼付の上、必要事項を記入してください。） ②登録申込書 ③障害者手帳等【面接時提示】 ※ 採用決定後に、障害者手帳等の写しを提出いただきます。また、提出した書類は一切お返しできませんので、あらかじめご了承ください。
任意の提出書類	就労パスポートなど ※障害特性に応じた業務の組合せや職場環境整備を検討しますので、就労パスポートなどの障害特性やアピールポイント、希望する配慮等について記載されている資料があり、事業主に提示できる場合は、申込み時にご提出ください。

※就職先が決まった等の理由で、登録を取り消したい場合は、担当までご連絡ください。

5 主な勤務条件

時間単価	1,280 円 ※報酬額は現時点のものです。今後、改定される場合もあります。
勤務場所	西東京市役所田無庁舎、保谷庁舎、エコプラザ
勤務日数及び勤務時間	月曜日から金曜日までの間で5日以内 午前9時から午後4時までの間で1日6時間以内 休憩時間は、正午から午後1時まで
期末・勤勉手当	西東京市会計年度任用職員の報酬等に関する条例により、一定の条件を満たす場合に支給あり
社会保険等	共済組合（短期組合員）、厚生年金保険、雇用保険 ※地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより加入
休暇・休業等	労働基準法及び西東京市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与
雇入れ時健康診断	共済組合へ加入対象の方は要件を満たす場合、採用決定後、就労可能な健康状態であるかを確認するため、健康診断を受診

6 提出・お問合せ先

提出先：〒188-8666 東京都西東京市南町 5-6-13 西東京市役所総務部職員課人材育成推進係
電 話：042-460-9813（直通）